

京都市火災予防条例の一部を改正する条例（令和8年3月26日京都市条例第62号）（消防局予防部予防課及び指導課）

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正及び火災予防条例（例）の一部改正に伴い、次のとおり京都市火災予防条例の一部を改正することとしました。

- 1 簡易サウナ設備の位置、構造及び管理に関する基準を整備することとします。
- 2 気象の状況が火災の予防上注意を要する場合には、市長は火災に関する注意報を発することができること及び本市の区域内に在る者は火災の予防上必要な措置を講じるよう努めることを定めることとします。
- 3 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用の制限に関する事項を整備することとします。

この条例は、令和8年3月31日から施行することとしました。

京都市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月26日

京都市長 松井孝治

京都市条例第62号

京都市火災予防条例の一部を改正する条例

京都市火災予防条例の一部を次のように改正する。

目次中「火災に」の右に「関する注意報の発令等及び火災に」を加え、「(第30条)」を「(第29条の2・第30条)」に改める。

第8条の2の見出しを「(一般サウナ設備)」に改め、同条第1項を次のように改める。

一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）にあつては、その温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けなければならない。

第8条の2第3項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、「除く。）」の右に「及び前条第1項第1号」を加え、同条を第8条の3とし、第8条の次に次の1条を加える。

(簡易サウナ設備)

第8条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力が6キロワット以下のものであり、かつ、まき又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、まきを熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用することができる位置に消火器を設置したときは、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第15号まで及び第18号から第24号まで、第

2項、第3項第6号並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。

第3章第4節の節名中「火災」の右に「に関する注意報の発令等及び火災」を加える。

第3章第4節中第30条の前に次の1条を加える。

(火災に関する注意報の発令等)

第29条の2 市長は、気象の状況が火災の予防上注意を要する場合として別に定める基準に該当する場合には、火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、当該注意報が解除されるまでの間、本市の区域内に在る者は、火気を使用する場所の付近に放置され、又はみだりに存置された可燃性の物品の除去その他火災予防上必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第30条各号列記以外の部分中「火災」を「法第22条第3項の規定による火災」に改め、「の各号」を削り、同条第5号中「吸いがら」を「吸い殻」に、「火粉」を「火の粉」に改め、同条第6号を削る。

第56条中第19号を第20号とし、第10号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、同条第9号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号の次に次の1号を加える。

(9) 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(消防局予防部予防課及び指導課)